注意事項

介護付有料老人ホームは、原則、老人福祉法と介護保険法の両方の変更届が必要です。

介護付有料老人ホームの場合、一部の変更事項を除き、片方の変更届だけでは、届出が完結しませんのでご注意ください。

住宅型有料老人ホームは、老人福祉法の変更届が必要です。

変更の際には、下記「有料老人ホーム事業変更届手続一覧」をご確認いただき、必要書類を以下ＵＲＬよりダウンロード、作成のうえ、ご提出ください。

* 有料老人ホームに関する届出書等ＵＲＬ

老人福祉法

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/kyotaku/yuryou.html

介護保険法

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/kyotaku/2henko/11.html

有料老人ホーム事業変更届手続一覧

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 変更事項 | | 手　続　方　法 | | |
| Ⅰ | Ⅱ | Ⅲ |
| 市の  事前確認 | 入居者説明 | 事業変更届の提出方法 |
| 必　要　書　類 |
| ① | 設置者に係る事項  (代表者、商号、住所) | 不要 | 不要 | 変更後１月以内に老人福祉法に係る変更届を郵送で提出（必着）。変更後10日以内に介護保険法に係る変更届を郵送で提出（必着）。 |
| 老：　有料老人ホーム事業変更届出書（第39号様式）、商業登記簿謄本（※１）、定款(記載内容が変更する場合のみ)、履歴書(代表者変更の場合のみ)  介：　特定施設入居者生活介護変更届等一覧表（※２）を参照 |
| ② | 定員、施設類型、介護保険類型 | 必要 | 必要 | 変更後１月以内に老人福祉法に係る変更届を郵送で提出（必着）。変更後10日以内に介護保険法（施設類型を除く）に係る変更届を郵送で提出（必着）。 |
| 老：　有料老人ホーム事業変更届出書（第39号様式）、変更理由書、運営懇談会開催状況報告書、同意（確認）一覧表（※３）、変更後書類（重説、管理規程等）  介：　特定施設入居者生活介護変更届等一覧表（※２）を参照 |
| ③ | 居住の権利形態、入居時要件、職員体制等 | 必要 | 必要 | 変更後１月以内に老人福祉法に係る変更届を郵送で提出  （必着）。 |
| 老：　有料老人ホーム事業変更届出書（第39号様式）、変更理由書、運営懇談会開催状況報告書、同意（確認）一覧表（※３）、変更後書類（重説、管理規程等）  介：　提出の必要はありません |
| ④ | 施設管理者  (氏名、住所変更含む) | 不要 | 必要 | 変更後１月以内に老人福祉法に係る変更届を郵送で提出（必着）。変更前に介護保険法に係る変更届を郵送で提出（必着）。 |
| 老：　有料老人ホーム事業変更届出書（第39号様式）、経歴書（※１）、資格証  介：　特定施設入居者生活介護変更届等一覧表（※２）を参照 |
| ⑤ | 施設及びその敷地の権利関係（土地・建物所有者の変更、指導指針の要件に係る変更等） | 必要 | 必要 | 変更後１月以内に老人福祉法に係る変更届を郵送で提出(必着)。 |
| 老：　有料老人ホーム事業変更届出書（第39号様式）、変更理由書、変更後の登記簿謄本、売買契約書、建物賃貸借契約書、運営懇談会開催状況報告書、同意（確認）一覧表（※３）、変更後書類（重説、管理規程等）  介：　提出の必要はありません |
| ⑥ | 建物の構造、設備、居室数、レイアウト | 必要 | 必要 | 変更後１月以内に老人福祉法に係る変更届を郵送で提出（必着）。変更後10日以内に介護保険法に係る変更届を郵送で提出（必着）。 |
| 老：　有料老人ホーム事業変更届出書（第39号様式）、変更理由書、新旧の平面図、運営懇談会開催状況報告書、同意（確認）一覧表（※３）、変更後書類（重説、管理規程等）  介：　特定施設入居者生活介護変更届等一覧表（※２）を参照 |
| ⑦ | 利用料及びそれに係る事項  (一時金、月額利用料等の費用、初期償却率、解約時返還、保全措置、損害賠償内容等、短期利用に係る変更含む) | 必要 | 必要 | 変更後１月以内に老人福祉法に係る変更届を郵送で提出（必着）。変更後10日以内に介護保険法に係る変更届を郵送で提出（必着）。 |
| 老：　有料老人ホーム事業変更届出書（第39号様式）、変更理由書、新旧対照表、契約書、運営懇談会開催状況報告書、同意（確認）一覧表（※３）、積算根拠、変更後書類（重説、管理規程等）  介：　特定施設入居者生活介護変更届等一覧表（※２）を参照 |
| ⑧ | 医療施設との連携内容  （医療機関の名称、住所変更含む） | 不要  ※診療科目が減る場合は必要 | 必要 | 変更後１月以内に老人福祉法に係る変更届を郵送で提出（必着）。変更後10日以内に介護保険法に係る変更届を郵送で提出（必着）。 |
| 老：　有料老人ホーム事業変更届出書（第39号様式）、協力医療機関契約書（※１）  介：　特定施設入居者生活介護変更届等一覧表（※２）を参照 |
| ⑨ | 上記（①～⑨の変更事項）によらない管理規程及びそれに係る事項  (サービス内容、マニュアル、苦情処理体制、業務委託契約等) | 必要 | 必要 | 変更後１月以内に老人福祉法に係る変更届を郵送で提出  (必着)。 |
| 老：　有料老人ホーム事業変更届出書（第39号様式）、変更理由書、新旧対照表、契約書、運営懇談会開催状況報告書、同意（確認）一覧表（※３）、変更後書類（重説、管理規程等）  介：　提出の必要はありません |
| ⑩ | 運営規程及びそれに係る事項  (サービス内容、入居定員及び居室数、苦情処理体制、災害対策等) | 必要 | 必要 | 変更後10日以内に、介護保険法に係る変更届を郵送で提出(必着)。 |
| 老：　提出の必要はありません  介：　特定施設入居者生活介護変更届等一覧表（※２）を参照 |
| ⑪ | 計画作成担当者の変更  (氏名、住所変更含む) | 不要 | 不要 | 変更後10日以内に介護保険法に係る変更届を郵送で提出(必着)。 |
| 老：　提出の必要はありません。  介：　特定施設入居者生活介護変更届等一覧表（※２）を参照 |
| ⑫ | （入居契約書・重要事項説明書など）  ①～⑪以外の変更事項 | 事前に横浜市・高齢施設課に対応方法を相談（045-671-4117） | | |

※１　 添付書類で下線ありの添付書類

添付書類で下線ありの添付書類は、老人福祉法及び介護保険法両方の変更届に添付してください。

なお、登記簿謄本等のように取得するために費用がかかるものは、１部のみ原本で提出すれば２枚目

以降はコピーで可とします。この際には、介護保険法の届出書に添付書類として原本を添付してくだ

さい。（例えば、設置者に係る事項の変更で、複数施設の変更届を出す場合、介護保険法の届出書に

１部原本を添付すれば、老人福祉法の届出書には全てコピーで可です。）

※２　特定施設入居者生活介護変更届等一覧表

　　　表中の「特定施設入居者生活介護変更届等一覧表」については、下記ＵＲＬの先に掲載されている、特定施設入居者生活介護変更届等一覧表（３【一覧】変更届等一覧表））をあわせてご参照いただき、必要書類をご確認ください。なお、介護保険法の変更届では、共通して、変更届管理票、返信用封筒等も必要になります。

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/kyotaku/2henko/11.html

　　（トップページ > 事業者向け情報 > 分野別メニュー > 福祉・介護 > 高齢者福祉・介護 > 事業者指定・委託等の手続き > 居宅・施設サービス関連 > ２　変更・廃止・休止・再開届 > 特定施設入居者生活介護 【変更】

※３　同意（確認）一覧表

　　　「Ⅱ 入居者説明」を必要としている変更事項については、同意（確認）一覧表を添付してください。

詳細は、市が事前確認をする時点で、個々の変更内容に応じてお伝えします。

原則、施設においては、入居者等に書面により変更事項を説明のうえ、それに対する同意（確認）の旨を書面にて受取るようにしてください。横浜市に対しては、その状況について、一覧表としてご提出ください。（同意（確認）書そのものをご提出していただく必要はありません。）一覧表には、①同意（確認）を得た日、②同意（確認）をした相手（入居者、身元引受人等）、③同意（確認）を得た手段を記載してください。（原則は「書面による」必要があると考えます。書面によることが難しい場合は、その他の手段による説明状況を具体的に説明してください。）

【一覧の見方】

変更がある場合は、「有料老人ホーム事業変更届手続一覧」を確認のうえ、変更内容に該当する変更手続を行ってください。

（例１）　「利用料」の変更は、原則、上記一覧⑦の手続を行ってください。

　　　　介護付有料老人ホームの場合、内容によって、一覧のとおり、老人福祉法及び介護保険法両方にて

届出が必要になる場合、老人福祉法又は介護保険法片方のみの届出が必要になる場合があります。

利用料の変更が、有料老人ホームの入居契約によるものか、特定施設入居者生活介護の利用契約に

よるものか等、個々の変更事項に応じて判断をします。お早めに市への事前確認をしてください。

（例２）　「サービス内容」の変更は、原則、住宅型有料老人ホームは⑨の手続、介護付有料老人ホーム

（特定施設入居者生活介護）は、⑨と⑩の手続に沿ってご確認をいただきます。

介護付有料老人ホームの場合、内容によって、一覧のとおり、老人福祉法及び介護保険法両方にて

届出が必要になる場合、老人福祉法又は介護保険法片方のみの届出が必要になる場合があります。

対象となるサービス内容に応じて判断をします。お早めに市への事前確認をしてください。